

概要版

# 宍粟市 文化財保存活用地域計画



令和7年12月  
宍粟市

# 宍粟市文化財保存活用地域計画について

## 計画作成の背景と目的

宍粟市は、兵庫県最高峰の氷ノ山をはじめとする山々に囲まれ、四季折々の優れた自然景観を有し、古代から森林や鉱物資源を求めて人々が集い、西播磨内陸部の文化・経済の拠点として発展した地域です。本市の名は、奈良時代に編まれた『播磨国風土記』に記された「宍粟郡」に由来します。市内各地を舞台とする神話・伝承とともに、社寺、祭り、遺跡など、先人たちの不断の努力によって守られてきた歴史文化や文化財は、そこに暮らす私たちの誇りであり、本市の魅力を示す唯一無二の宝として、後世に引き継ぐべき大切な財産です。

本市は、「森林から創まる地域創生」をまちづくりのテーマに、歴史文化や文化財を観光や地域活性化に活用し、その価値を共有することで、文化財保護の循環をめざしています。その実現に向け、市民・地域・行政が一体となり、地域社会総がかりで文化財の保存・活用を総合的、計画的に推進するべく「宍粟市文化財保存活用地域計画」（以下、「本計画」という。）を作成しました。



写真：公益財団法人しそ森林王国観光協会

## 文化財保存活用地域計画とは

文化財保護法第 183 条の 3 に基づく「市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画」であり、本市における文化財行政に係る分野別計画となる、文化財の保存・活用に関するマスタープラン（基本計画）かつアクションプラン（行動計画）です。

## 本計画の位置付け及び計画期間

本計画は、「第 2 次宍粟市総合計画」「宍粟市教育大綱」「第 2 期宍粟市社会教育振興計画」を上位計画として反映を図るとともに、「兵庫県文化財保存活用大綱」を勘案して作成しました。あわせて、関連計画（分野別個別計画）との整合、連携、調整を行いました。

本計画の計画期間は、本市総合計画（計画期間 10 年）と連動した運用とすべく、令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度までの 10 年間とします。

## 宍粟市の沿革

明治 22 年（1889）の町村制施行で宍粟郡は 1 町 18 村となり、戦後の合併で昭和 30 年（1955）に山崎町、翌年に一宮町・波賀町が誕生し、昭和 35 年（1960）には千種村が町制施行し千種町となりました。

平成 17 年（2005）4 月 1 日、山崎町、一宮町、波賀町、千種町の 4 町が合併し、宍粟市が誕生しました。

## 町名の由来

山崎町	揖保川中流域の山稜の突き出た「さき」の平野に成立した近世の集落・山崎村に由来
一宮町	播磨国一宮として地域から厚い信仰を集めた伊和神社が位置することに由来
波賀町	『播磨国風土記』宍粟郡雲筒里「波加村」に由来
千種町	『播磨国風土記』宍粟郡柏野里「敷草村」に由来



宍粟市の地域区分(旧町村)

# 宍粟市の文化財

## 本計画の対象とする文化財（しそうの文化財）

文化財保護法第2条において、文化財は6つの類型（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）に定義されます。

本計画では、これら6つの類型及び文化財の保存技術（法第147条）について、国・県・市による指定等の措置が施されている文化財を指定等文化財とします。

また、指定等は受けていなくとも、6つの類型やその他の文化財を含めて地域の歴史や自然の特性を物語るものや、人々の暮らしに大切に受け継がれてきたものを未指定文化財とします。

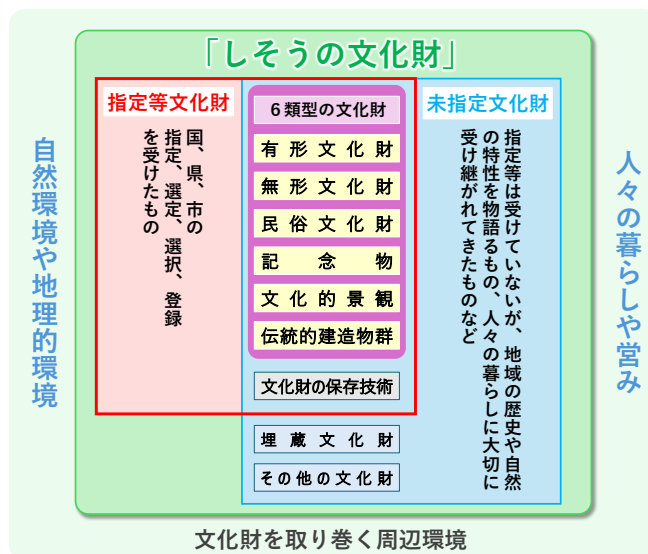
これら文化財のすべてが、誇るべき**しそうの文化財**であり、多様な価値観を包摂する歴史的・文化的・自然的な総体として本市の**歴史文化**を形作っています。

## 宍粟市の文化財の概況

本市に所在する指定等文化財は122件となります。（令和7年（2025）8月現在）

うち、国の指定・選定は2件、県指定は22件、市指定は91件となります。登録は国4件、県3件です。類型別では有形文化財（建造物、美術工芸品）が45件、民俗文化財（有形、無形）17件、記念物（遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物）60件となります。

未指定文化財は4,000件超を把握しており、うち約半数が有形文化財となります。その他、民俗文化財や記念物など、その類型は多岐にわたります。



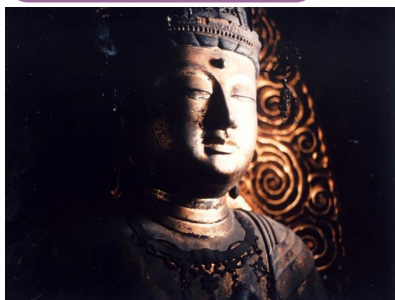
## 宍粟市の歴史文化 文化財(「しそうの文化財」)(概念図)

有形文化財(建造物)



【国指定】御形神社本殿  
(一宮町森添)

有形文化財(美術工芸品)



【県指定】木造大日如来像  
(一宮町河原田・正福寺蔵)

民俗文化財(無形)



【県指定】波賀八幡神社  
御幸祭(波賀町安賀)

民俗文化財(無形)



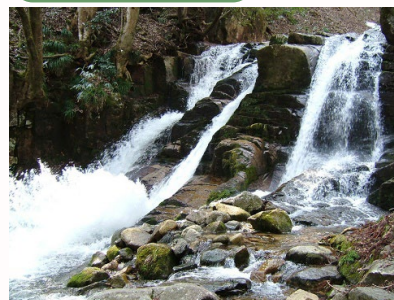
【市指定】宇原岩田神社  
奉納獅子舞(山崎町宇原)

記念物(遺跡)



【県指定】金谷山部古墳  
(山崎町金谷)

記念物(名勝地)



【市指定】カナベの滝(三室の滝)  
(千種町河内)

# 宍粟市の歴史文化と文化財の課題

## 歴史文化の6つの特性

宍粟市は、豊かな自然に加え、近畿と中国、山陽と山陰を結ぶ要地という地理的特性により、西播磨内陸部の交通・文化・経済の中心として発展してきました。人々は自然と共生し、地域の個性を大切にしながら伝統や文化を受け継ぎ、郷土愛と連帯感を育みました。

こうして形づくられた本市の歴史文化は、次の6つの特性に整理できます。

### もり 森林から創まる

宍粟の広大な森林は、木材や漆、和紙等原材料の供給源として社寺や住宅等の建造物を生み出し、地場産業の発展を支えました。森林の恵みが育んだ歴史文化は、現在の暮らしや産業、風習、景観等に受け継がれ、宍粟らしさを形づくっています。



【県指定】大歳神社のフジ 【県登録】伊和神社幣殿 波賀森林鉄道跡

### 川と道でつながる

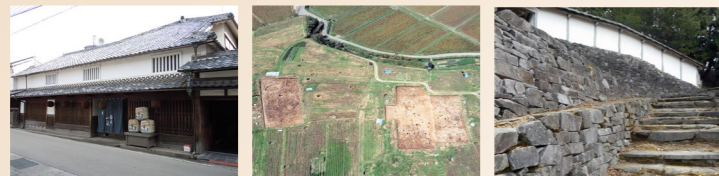
宍粟の各地域は、揖保川・千種川や因幡街道等の水陸の交通で古くからつながってきました。河川は内陸水運の基幹となるだけでなく、信仰や自然災害とも深く関わっています。旧街道沿いには道標や地蔵尊が残り、往還のにぎわいを今に伝えています。



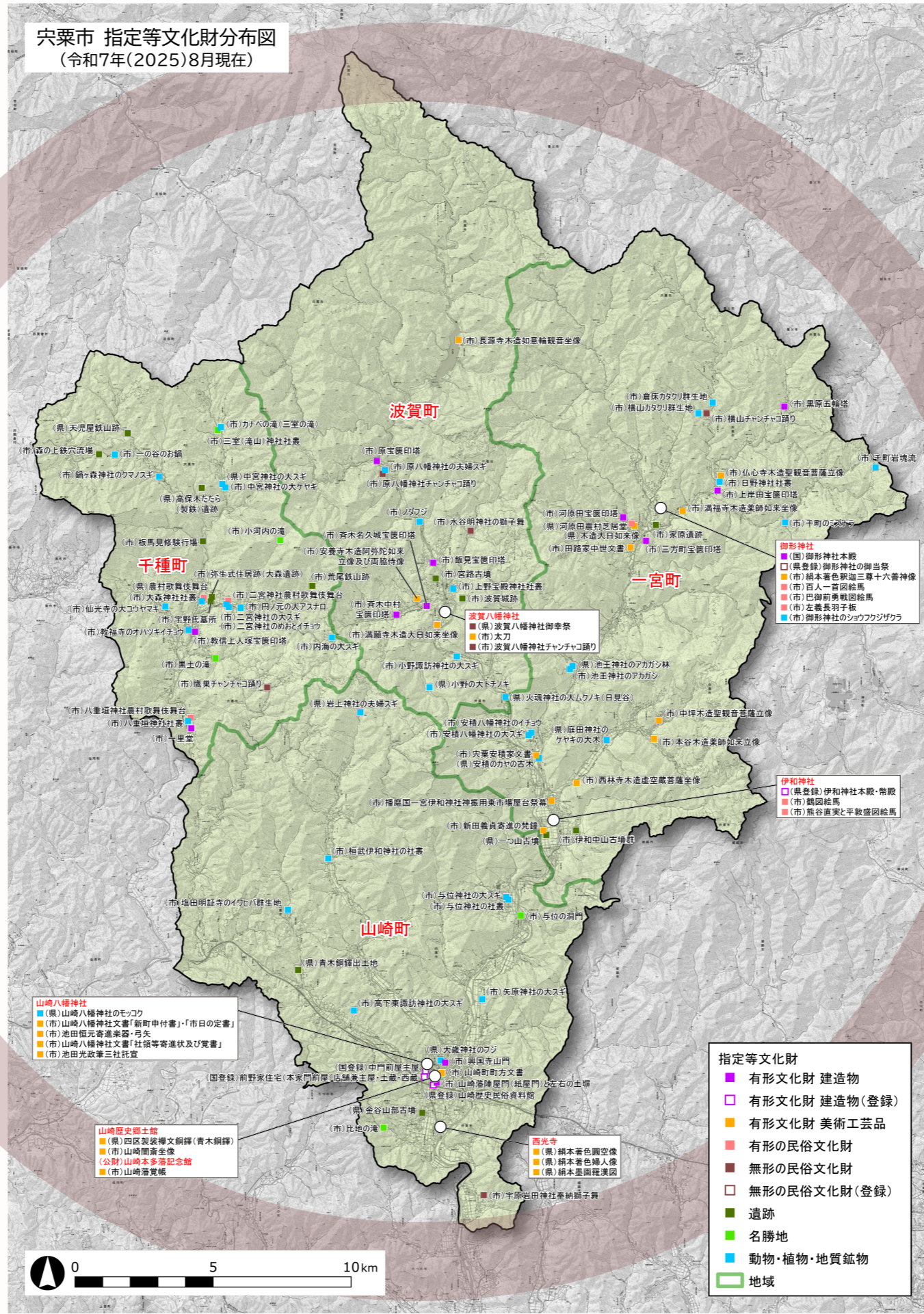
出石の船着場跡 有賀道標 塩地峠切通し

### 四方を結ぶ内陸の要地

近畿と中国、山陽と山陰を結ぶ内陸の要地として、江戸時代には幕府の西国支配の柱石を担い、藩政の拠点となった城跡が今も残ります。東西南北各地との交流が盛んに行われ、上方（京都や大阪（大坂））の影響を受けた歴史文化が栄えました。



山崎城下町酒蔵通り 【市指定】家原遺跡 【市指定】波賀城跡



背景地図：国土地理院 ※国特別天然記念物「オオサンショウウオ」（地域を定めず）を除きます。

## 『播磨国風土記』の里

『播磨国風土記』は、古代の「宍粟郡」の7つの里の様相を、伝承を交えて示します。伊和大神を中心とした国造りの神話や、各地に在居した古代氏族の存在は、宍粟の地の重要性を示しています。



播磨千本屋廃寺跡 伊和神社 大森神社社叢

## まがね 鉄を出す

『播磨国風土記』に「鉄を出す」と記されるように、奈良時代から鉄づくりが行われ、中世には「千草鉄」が日本刀の原料として珍重されました。鉄づくりは産業や経済だけでなく、文化、信仰にも影響を及ぼし、製鉄遺跡や古文書史料が繁栄を今に伝えています。



【県指定】天児屋鉄山跡 音水鉄山跡 岩野辺金屋子神社

## くらしを彩る祈りと祭り

地域ごとに正月行事や秋祭りをはじめ農耕に関わる行事が盛んで、チャンチャコ踊りや獅子舞等の伝統芸能が伝わります。四季折々の祭りや行事が日々の暮らしを彩り、地域の絆を深める大切な歴史文化として受け継がれています。



【市指定】波賀八幡神社 チャンチャコ踊り 【県登録】御形神社の御当祭 【県指定】農村歌舞伎舞台

## 文化財の課題

### 文化財の保存に関する課題

- 【調査・記録】市全域での計画的な文化財調査が必要 等
- 【保存・管理】所有者等への継続的な支援、情報提供等が必要 等
- 【防災・防犯】予防や救援時の体制が必要 等
- 文化財の災害リスクの認識が必要 等

### 文化財の活用に関する課題

- 【活用】歴史的建造物を活かした観光振興や地域活性化が必要 等
- 【情報発信】子どもたちが歴史文化や文化財に触れ、体験する機会が必要 等
- 【連携】地域の個性や関係性を活かした活性化が必要 等

### 文化財を支える体制に関する課題

- 【担い手】知識や技術継承に向けた世代間交流が必要 等
- 担い手の連携に向けた支援や対策が必要 等
- 【体制】市内外の連携体制の構築、強化が必要 等

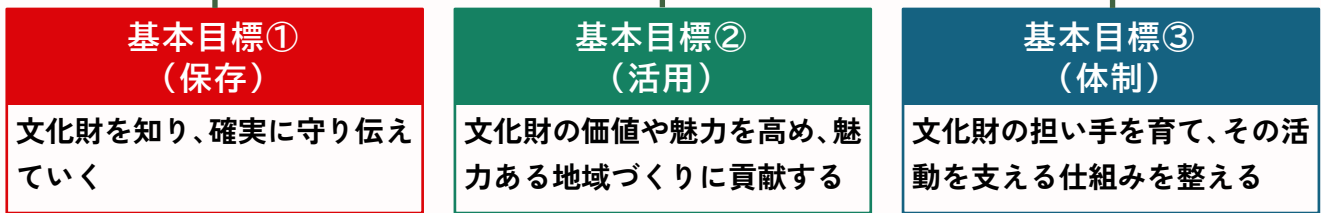
# 文化財の保存・活用の将来像及び基本目標

文化財は、地域の特性や誇りを象徴する存在であり、地域住民の心の拠り所となっています。

誰もが安心して暮らし続けられる地域社会を築くためにも、地域が受け継いできた個性を尊重しながら、貴重な文化財を守り活かし、市民や地域の共有財産として未来へつなぐため、本市がめざす文化財の保存・活用の将来像及びその実現に向けた3つの基本目標を次のとおり定めます。

## 将来像

豊かな自然に育まれた「しそう」の歴史が人々をつなぎ  
文化財の継承を通じた地域への愛着と誇りにあふれるまち



## 文化財の保存・活用の方針及び措置

本市が抱える課題を克服し、文化財の保存・活用の将来像を実現するため、基本目標に対応する保存・活用の方針及び計画期間に実施する措置を以下に設定します。

### 基本目標① (保存) 文化財を知り、確実に守り伝えていく

#### (方針1) 文化財を「知る」

宍粟市を形作る歴史文化や文化財を明らかにするため、地域や関係者と連携しながら、計画的な文化財の把握調査及び詳細調査を進めるとともに、成果の適切な記録や整理に継続して取組みます。

- ①計画的な文化財の把握調査の推進
- ②文化財の詳細調査、研究の推進
- ③地域に埋もれている未指定文化財の掘り起こしの推進
- ④調査、研究記録の適切な管理の推進

#### (方針2) 文化財を「保つ」

宍粟市の貴重な文化財を後世へ伝えるため、指定等文化財及び未指定文化財の適切な保存・管理を計画的に実施します。

- ①文化財保護の推進
- ②指定等文化財の計画的な保存修理、整備等の推進
- ③文化財収蔵施設の集約、機能強化及び拠点施設整備の検討
- ④文化財所有者等に対する助言、支援等の充実

#### (方針3) 文化財を「守る」

自然災害や人的被害により貴重な文化財が失われないよう、文化財所有者等や関係機関等と連携し防災・防犯対策の一層の充実を図ります。

- ①災害リスク等の把握及び周知
- ②文化財の防災・防犯設備の保守点検、改修の着実な実施
- ③文化財の防災・防犯の体制整備
- ④文化財の防災・防犯に関する市民理解の醸成
- ⑤文化財所有者の防災・防犯対策に対する支援、助言等の推進

### 措置の例

#### 地域と連携した伝承記録や文化財等の把握調査の推進

地域の伝承や記録、明らかとなっていない文化財の掘り起こしを行い、地域を特徴づける歴史文化や文化財の把握を推進します。



#### 文化財収蔵施設の整備と拡充

地域に分散する文化財収蔵施設の収蔵物の再整理、集約化、必要に応じて収蔵スペースの改修等の機能強化を図ります。



#### 文化財の防災・防犯に関する啓発活動の推進

文化財防火デーにおける啓発活動や市民参加の防災訓練等を通じて、文化財所有者等や地域の文化財を守る意識を啓発します。



## 基本目標②（活用）文化財の価値や魅力を高め、魅力ある地域づくりに貢献する

### （方針4）文化財を「みがく」

多様な人々が歴史文化や文化財に触れ、体験できる場や機会を提供するとともに、地域のまちづくりや観光との連携を図りながら、持続可能な地域づくりに寄与していきます。

- ①歴史的建造物の魅力を活かした観光振興、地域活性化の推進
- ②文化財の活用、来訪者等の受入のための基盤強化と充実
- ③歴史文化や文化財を活かしたまちづくり活動への支援の充実
- ④観光施策等との連携強化

### （方針5）文化財を「広める」

宍粟市の歴史文化や文化財が持つ価値や魅力を正しく市内外に発信し、幅広い層や世代の興味、関心を高めることで、定住人口や関係人口の増加につなげていきます。

- ①市民等の文化財に関する学習機会の拡充
- ②歴史文化情報の提供手段の多角化及び他分野と連携した発信力の向上
- ③学校教育と連携した文化財を活かした学びの推進

### （方針6）文化財を「つなぐ」

地域の個性や相互の関係性を活かしながら、市内の地域間連携及び市外との連携による文化財の活用を推進していきます。

- ①市内の地域間連携による文化財活用の推進
- ②市外との連携の枠組みを活かした広域の文化財の保存・活用の推進

#### 措置の例

#### 歴史的建造物の活用の推進 （ユニークベニュー）

歴史的建造物等を活用し、歴史文化を体感できる特別な空間を提供することで文化財の新たな魅力を創出し、観光振興や地域活性化を図ります。



#### 学校教育との連携

総合学習や体験活動を通じて、児童及び生徒が地域の歴史文化や文化財を身近に感じ、誇りを持てるふるさと教育を推進します。



#### 宍粟市歴史文化周遊ルートの開発

市内各地の観光拠点等と連携し、地域をつなぎ文化財を巡る歴史文化周遊ルートを開発し、観光や教育へ活用を図ります。



## 基本目標③（体制）文化財の担い手を育て、その活動を支える仕組みを整える

### （方針7）文化財を「受け継ぐ」

文化財の持続可能な継承を図るため、宍粟市の歴史文化や文化財に対する市民の愛着及び誇りの醸成に努めるとともに、次世代の担い手となる人材の確保及び育成を推進します。

- ①文化財に親しむ世代間交流の推進
- ②文化財の関係団体や担い手の連携促進を通じた人材確保、育成及び運営等の支援
- ③地域の祭礼、民俗芸能等の継承の支援

### （方針8）文化財を「支える」

文化財の保存・活用を着実に推進するため、必要な組織や体制を整備するとともに、その基盤となる財源の確保に取り組めます。

- ①保存・活用を推進する主体の組織化及び市内外の連携体制の構築、強化
- ②文化財専門職員の確保、資質向上及び庁内連携体制の構築
- ③安定的な財源確保に向けた仕組みづくり

#### 措置の例

#### 担い手とのつながりや関係を育む機会の提供

地域の関係団体等の様々な担い手が集い、情報共有や意見交換、相互支援や協力の取組を進めるプラットフォームづくりを推進します。



#### 祭礼、民俗芸能等の後継者育成支援

保存活動団体と連携し、必要に応じて若者等への興味喚起と技術継承に係る研修や情報提供を行い、後継者の育成を支援します。



#### 伝統文化親子教室事業

関係団体等と連携し、次代を担う子ども及び親世代に伝統文化を伝える教室等を継続的に開催します。



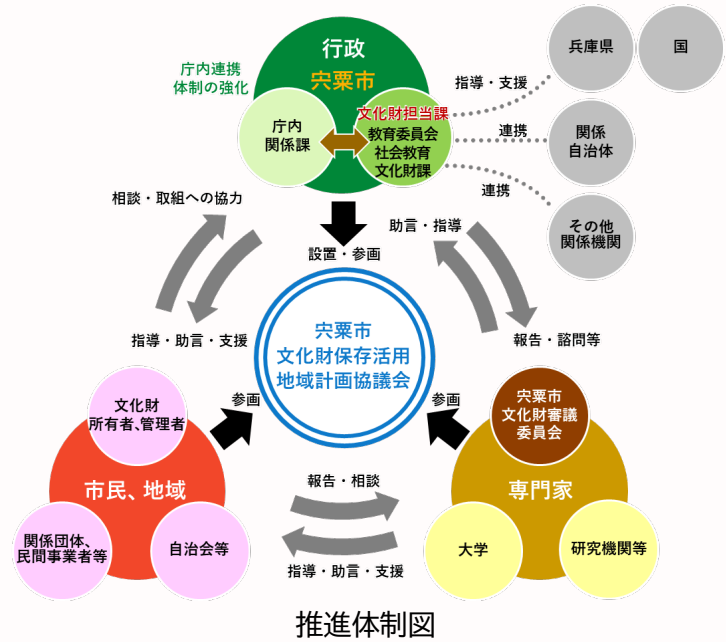
# 推進体制と進捗管理

## 計画の推進体制及び役割

本計画は、本市文化財担当課を中心に、庁内関係課等と連携を図りながら保存・活用の取組を推進します。

文化財を次世代に受け継いでいくためには、行政のみならず本市に関わる多様な主体が一体となり、文化財の保存・活用の取組を推進していくことが必要不可欠です。

そのため、市民や地域、専門家等がそれぞれの立場に応じた役割を認識し、相互に連携、協力し合うことができる体制を整えます。



## 計画の進捗管理と自己評価の方法

本計画に位置付ける措置や取組の効果を発揮させるため、進捗の過程においてはP D C Aサイクル（計画・実施・評価・改善）の考え方のもと、計画的に事業を実施し、各事業の実施状況や進捗状況、実施体制等の課題を把握、評価し、その結果を改善等につなげます。

宍粟市の文化財に触れ学べる施設を紹介します。

**山崎町**

**山崎歴史郷土館**  
【休館日】月曜日、祝日、毎月末日（日曜除く）、年末年始  
【住所・連絡先】山崎町鹿沢 81（宍粟市立図書館 2 階）TEL.0790-63-3117

**山崎歴史民俗資料館（旧龍野治安裁判所山崎出張所）**  
※不定期公開  
【住所・連絡先】山崎町鹿沢 82-1  
TEL.0790-63-3117

**一宮町**

**宍粟市歴史資料館**  
【休館日】月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）、年末年始  
【住所・連絡先】一宮町三方町 633  
TEL.0790-74-8855

**家原遺跡公園**  
【休園日】月曜日、年末年始（一部施設は年中無休）  
【住所・連絡先】一宮町三方町 633  
TEL.0790-74-8855

**波賀町**

**波賀城史蹟公園**  
【休園日】月曜日、年末年始（登城可能時間 8 時～17 時）  
【住所・連絡先】波賀町上野 2-208  
TEL.0790-63-3117

**波賀歴史伝承の家**  
【休館日】月曜日、祝日、年末年始  
【住所・連絡先】波賀町上野 2-99  
TEL.0790-63-3117

**千種町**

**たたらの里学習館**  
【休館日】水曜日、12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで  
【住所・連絡先】千種町西河内 1048-38  
TEL.0790-76-3833

**天児屋たたら公園**  
【休園日】年中無休  
【住所・連絡先】千種町西河内 1048-38  
TEL.0790-76-3833

## 宍粟市文化財保存活用地域計画 [概要版]

文化庁認定：令和 7 年（2025）12 月

発行年月：令和 8 年（2026）3 月

編集：宍粟市教育委員会

発行：宍粟市

〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6

TEL.0790-63-3117 FAX.0790-63-1063

宍粟市文化財保存活用地域計画  
本編はこちら▶



令和 5・6・7 年度  
地域文化財総合活用推進事業  
（文化財保存活用地域計画作成）